

水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書（単価契約）

（ 一 般 ）

第1条 本仕様書にて購入する次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団泉南水道センター六尾配水場において水処理用として使用するものである。

（ 関係法令等の遵守 ）

第2条 受注者は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（ 品 質 ）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質一級で、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

項 目	規 格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12%以上
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	50m g / k g 以下
塩素酸	4000m g / k g 以下
比重 (20°C)	1.16 以下
食塩 (NaCl)	4%以下

- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」第1条第16号（改正された場合、最新のものとする。）に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1に適合すること。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課）」（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

（ 品質の検査 ）

第4条 受注者は、前条第1項第1号及び第2号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、公益社団法人日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しをもって代えることができる。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関（計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣の水質検査機関）により、提出日より1年以内に発行されたものに限る。

(納 入)

第5条 納入場所は、大阪広域水道企業団泉南水道センター六尾配水場（泉南市信達六尾 458）とし、受入業務担当者の指示する貯蔵槽に納入すること。また、納入前に企業団職員に連絡し、立会を求めること。

2 受注者は、納入にあたり企業団職員と調整した日に次亜塩素酸を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時は、この限りではない。

3 次亜塩素酸は液温の上昇により有効塩素濃度低下や塩素酸濃度上昇の原因となるため、納入時の液温は極力低温を維持できるよう努めること。

4 受注者は、次の各号に掲げる事項の書類を提出し、企業団職員の承認を得なければならない。

(1) 緊急時の連絡体制表

(2) 次のいずれか

①適正軽量管理事業所指定書（写し）

②計量証明事業登録証（質量）または計量機器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し

5 受注者は、納入の都度、次の書類を受入業務担当者に提出すること。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に規定する規格等に適合することを証明する分析試験結果書

(2) 計量証明書（第4項第2号計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量したものに限り。）または計量書（第4項第2号の適正計量管理事業所指定書に記載されている適正計量管理事業所において計量したものに限り。）

6 受注者は、納入に当たり、受入業務担当者と受入装置、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。

7 受注者は納入にあたり、貯蔵タンクの接続口Φ50mm塩ビフランジに納入者が接続し、接続不良等が無いように十分留意すること。なお、接続に際し事故等が起こった場合は、受注者の責任において速やかに対応し解決すること。

8 受注者は、次亜塩素酸を貯蔵槽へ圧送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。

9 受注者は、納入従事者に使用するホース等の異常の有無を確認させなければならない。

(購入予定数量)

第6条 次亜塩素酸購入予定数量は概数（5,000 kg程度）1回あたりの納入量は概数500～1,000 kgとするが、処理水量、水質等の変動により、購入数量は増減する。また、災害時等には、企業団の要求に対して、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に協力すること。

(緊急時の対応)

第7条 水処理上、緊急に納入を依頼する場合がありますので、これに応じられる体制を整えておくこと。

(契約の解除)

第8条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、企業団職員からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第9条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。